

平成 21 年 4 月 17 日

バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅡの枠組みの強化案」に係る市中協議文書
に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から今年 1 月 16 日に公表された市中協議文書「バーゼルⅡの枠組みの強化案」に対してコメントする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、われわれは以下のコメントがバーゼル委員会におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総 論】

今回の市中協議に付されている「バーゼルⅡの枠組みの強化案」(枠組強化案)は、一昨年夏に始まった金融危機への対応策として、特に、サブプライム危機の原因ともなったオフバランスシート取引や ABCP コンデュイット取引を駆使した複雑な証券化商品に対しては、伝統的な証券化商品とは峻別し、規制上の自己資本の観点から適切に対処することを明確化したものとして評価・賛同する。また、今般の G20 をはじめとした国々・地域における国際的な金融規制・監督の観点からも、さらなる資本賦課を求めるための速やかな措置が急務であるとの認識も十分に理解している。

われわれは、実務的な運用上の問題を踏まえたバランスのとれた規制とするとの観点から、主として、「再証券化の定義」と外部格付を利用する場合の「信用分析に関する運用要件」に関して意見を述べたい。

前者については、再証券化商品の定義において、「経済的な実質で判断される」旨を明記していただきたい。併せて、閾値の設定にあたっては、設定の有無の判断を含めて、今回の金融危機の発端となった原因を十分に踏まえ、意図した効果をもたらすものとなるかどうか、十分に斟酌したうえで決めていただきたい。

後者に関しては、すでに保有している証券化エクスポージャー・再証券化エクスポージャーへの実務的な対応を踏まえ、2009 年末から実施とするのではな

く、2010年末からとしていただきたい。

本件が検討されるにあたり、われわれのコメントがバーゼル委員会におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【各 論】

1. 再証券化の定義（「枠組強化案」2頁の1つ目のパラグラフ）

(1) 法的形式ではなく経済的実質を判断基準とすることの明確化

再証券化商品の定義において、「経済的な実質で判断される」旨を明記していただきたい。

証券化商品には、様々な仕組みがある。例えば、国内の法的な制約を受けるため、いったん信託譲渡したうえで、その信託受益権を社債等有価証券の形に変換するようリパッケージ型の仕組みがある。このような証券化商品の場合には、形式的には2回の証券化取引を行っているように見えるものの、裏付資産との関係に照らして、当該商品を保有・関与することのリスクは不変である。このことから、形式的には2回の証券化取引を行っているものの、経済的実質に着目すれば、1次証券化商品とみなしてよいものも存在する。

また、バーゼルⅡ枠組文書（パラグラフ 538）では、基本的な考え方として、「監督当局は、所要自己資本を決定するのに証券化の枠組が適用されるべきか否かを判断するにあたっては、取引の経済的実質(economic substance)に着目することになる」と示されている。

さらに、信用リスクなどを含めて損失を被る可能性が増加することにつながる証券化とそうでない証券化をきちんと区別して扱うことは、リスク・センシティブな規制を志向するバーゼルⅡの精神とも整合的であり、合理性があると考えられる。スペシャライズド・レンディングと証券化に関するルール上の相違による自己資本規制上のアービトラージを阻止するうえでも有効と考えられる。

したがって、健全な意味で証券化市場を育成するとの観点から、「経済的な実質」を再証券化エクスポージャーの判断基準に盛り込むことを提案したい。

(2) 再証券化エクスポージャーの定義

市中協議文書では、「再証券化エクスポージャーとは、1つまたは複数の原エクスポージャーが本枠組による証券化エクスポージャーの定義を満たした

証券化エクスポージャーと定義される。」とあるが、本邦金融機関の間には、これに対しては以下に述べる主に2つの意見があり、引き続き十分な検討が必要と考える。

1つは、今般の危機を通じて、いわゆる再証券化商品が伝統的な証券化商品に比べ、システミック・リスクとの間に高い相関を有していたことを改めて認識したことを踏まえ、閾値の設定は不要とするという意見である。

もう1つは、市中協議文書で示された考え方には賛同ながら、全体の再証券化ポートフォリオに影響を与えない「1つ」の証券化エクスポージャー、全体の再証券化ポートフォリオに大きな影響を与える「1つ」の証券化エクスポージャー、そして、証券化エクスポージャーが大部分を占めているポートフォリオを考えた場合、すべて一律に扱うことは合理的ではないとの意見である。このため、低い一定レベルの閾値（最大でも全体のポートフォリオのうち5～10%）を上限として、その場合には再証券化エクスポージャーではなく、証券化エクスポージャーとみなすことができる規定を設けることも合理的な扱いとして検討に値すると考える。

このため、バーゼル委員会では、再証券化エクスポージャーの定義については、閾値の設定の有無の判断を含め、今回の金融危機の発端となった原因を十分に踏まえ、規制上の意図した効果をもたらすものとなるかどうか、十分に斟酌したうえで決めていただきたい。

2. 外部格付を利用する場合の「信用分析に関する運用要件」の扱い（「枠組強化案」5頁、パラグラフ 565(i)、(ii)、(iii)、(iv)）

外部格付を利用するための新たな要件として「信用分析に関する運用要件」の扱い（パラグラフ 565(i)、(ii)、(iii)、(iv)）が提案されている。これらの要件は、外部格付のみに過度に依存せず、投資家である銀行が証券化商品のリスクを理解するうえで必要なものと理解している。ここで、われわれは、以下の2点について要望したい。

まず、すでに保有している証券化エクスポージャーについては、契約上、情報取得に制限が設けられているため、提案で示されたような要件を満たすには契約条件の見直しを含め、証券化市場の関係者の理解と協力を得るうえで時間が必要となる。このため、対応するためには相応に時間を要することを考慮し、その実施時期について、2009年末から実施とするのではなく、2010年末から

としていただきたい。

次に、今回提示された要件を満たすためには、利用者である銀行だけではなく、オリジネーター、アレンジャーである証券会社、格付機関の協力が不可欠であることから、バーゼル委員会および関係当局からも、それらの関係機関に対して、パラグラフ 565(i)、(ii)、(iii)、(iv)で示された情報を公開するよう働きかけていただきたい。

3. 支店・現地法人レベルでの第 2 の柱の ICAAP の扱い（「枠組強化案」9 頁～10 頁、パラグラフ 4）

今回の第 2 の柱に関する提案では、「金融機関の ICAAP は連結ベースで行われるべきであり、適切な場合には、法的エンティティ・レベルで行われるべき。」

（パラグラフ 4）と述べられている。本来、ICAAP は銀行グループレベルで管理するものであることから、海外の子会社・支店レベルでは徒らに行わないようにすべき旨、明記していただきたい。

各国の法規制等上、現地法人や支店レベルで ICAAP が義務付けられた場合、金融機関のグループとしての自主性や効率的な資本運営を阻害することになる。また、今後、監督カレッジの開催が予定されるなか、1 つの金融機関グループに各国別に対応を求める意味は薄いと考える。また、各国ごとに扱いが異なるために混乱を招く可能性がある。金融機関のグループでは、ICAAP は1 つであることを基本とし、各国での支店・子会社単位での対応は最小限にとどめるべきことを求めたい。

また、2006 年 6 月にバーゼル委員会が公表した「バーゼルⅡの効果的な実施のための母国・現地当局間での情報共有」の考え方に照らしても、国際的に活動する銀行の母国当局および現地当局がクロスボーダーで情報を共有することによって、パラグラフ 4 で示された上記要件は満たされると考える。

以 上